



昭和二年三月十五日印刷  
昭和二年三月十六日發行

(定價金拾貳錢)

# 東京中央電話局

東京市日本橋區三代町二十番地

印刷者 今井彦太郎

◆追加番號簿は本電話番號簿より先きに御覽下さい◆

大正十五年 度

# 追加電話番號簿 (第四號)

## 東京中央電話局

(麴町區錢瓶町)

◆追加番號簿は每號右端に著色して其の號數を區別し易くしてあります◆

◆此の追加番號簿は本電話番號簿及追加番號簿(第一號より第三號まで)と併せて使用して下さい◆

本番號簿には下記のことを登載してあります

◎大手、牛込兩局より丸ノ内局へ所屬替となるべき  
加入者

所屬替實施は……………五月二十九日(二十八日夜半)

◎大手局より日本橋局へ所屬替となるべき加入者

所屬替實施は……………五月二十九日(二十八日夜半)

◎丸ノ内、日本橋局へ收容すべき電話特別開通申請

者にして電話番號の決定した加入者

### 注 意

丸の内及日本橋局區域略圖及町名は本表紙  
裏面に掲載してありますから御參照下さい

◆追加番號簿は本電話番號簿の上に順々に綴込んで下さい◆



## アイウエオ順索引

部	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
頁	一	九	一六	二三	三三	三八	四三	四八	五二	五二
部	イ <small>(キ)</small>	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	
頁	二	二	一七	二五	三五	四〇	四五		五二	
部	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	
頁	四	二	二〇	二六	三七	四〇	四七	五一		
部	エ <small>(キ)</small>	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	
頁	五	一三	二一	二七	三八	四二	四七			
部	オ <small>(ウ)</small>	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	
頁	六	一四	二一	二八	三八	四二	四八	五一	五二	

# 電話局から加入者へ御知らせ

## ◎芝局開局と其區域

芝局は下記の地域を受持區域として六月下旬頃開局の豫定であります。従て右區域を機械設置場所とする加入者は、現在所屬局たる青山、銀座及高輪局から夫々芝局へ所屬變更になり電話番号も變る事になります。

愛 岩 公 園	愛 岩 町 <small>自一丁目 至三丁目</small>	愛 岩 下 町 <small>自一丁目 至四丁目</small>
宇 田 川 町	宇 田 川 横 町	片 門 前 町 一 二 丁 目
神 谷 町	北 金 杉 河 岸	源 助 町
琴 平 町	榮 町	七 軒 町
芝 公 園	柴 井 町	新 網 町
新 錢 座 町	神 明 町	田 村 町
土 手 跡 町	中 門 前 町 <small>自一丁目 至三丁目</small>	西 久 保 明 船 町
西 久 保 櫻 川 町	西 久 保 城 山 町	西 久 保 巴 町
西 久 保 八 幡 町	西 久 保 廣 町	濱 崎 町
濱 松 町 <small>自一丁目 至四丁目</small>	蒼 手 町	三 島 町
湊 町	南 佐 久 間 町 一 二 丁 目	宮 本 町
露 月 町		

## ◎昭和二年度電話番號簿の調製

本年五月一日現在の加入者名に依り原稿を作り、目下原稿整理中でありますから、本年八月下旬には新電話番號簿を加入者各位の御手許へ差上げる事が出来ると思ひます。

(今回所屬替の結果局用電話番號等に異動あり訂正致  
 しましたから本番號簿の表紙裏面に貼付して下さい)

# 局用電話一覽

手働局所屬 加入者用	市内	電話の故障は……其局	60番	(故障電話機の 屬する局の 自働百番と交 換手へ)	
		自働局加入者の電話番號問合せは……自働	100番	(自働百番と交 換手へ)	
		手働局加入者の電話番號問合せ、通話 停止、解除、移轉等電話使用上の問合せ	は……其局	500番	(問合せはすべて相手加 入者の屬する局の)
	市外	火事の時消防署へ通知するには……火事			(火事と交換手 へ)
		市内通話に關する申告は……其局	8000番		(申告加入者の 屬する局の)
		通話申込の取消 通話種別の變更 待合時分の問合せ	は……市外	500番	
自働局所屬 加入者用	市内	手働局並自働局加入者 の電話番號問合せ	は……	100番 (局番號なしの 三數字)	
		火事の時消防署へ通知するには……	112番	(局番號なしの 三數字)	
	市内	電話の故障	{ 自局は……113番 他局は……其局 0060番		(局番號なしの 三數字 故障電話機の屬する 局の局番號をつけて 六數字)
		通話停止、解除、移轉等 電話使用上の問合せ	{ 自局は……114番 他局は……其局 0500番		(局番號なしの 三數字 問合せはすべて相手加 入者の屬する局の 番號をつけて六數字)
	市外	市内通話に關する申告は……	116番		(局番號なしの 三數字)
		市外通話の申込は……	101番		(局番號なしの 三數字)
		通話種別變更、申込取消 待合時分の問合せ	は……	104番	(局番號なしの 三數字)
		市外地各局加入者の番號問合せは……	105番		(局番號なしの 三數字)
		市外通話に關する申告は……	106番		(局番號なしの 三數字)

下記電話への御用は手働局加入者も自働局加入者も同じです

- ◇ 自働局加入者の番號 } 問合せに關する申告 } は……丸ノ内23-0001番
- ◇ 電話の呼出は……丸ノ内23-0123番
- ◇ 中央電話局長への申告は……丸ノ内23-0100番

◇ (名義變更移轉等の手續) 等の御用は  
 ◇ 電話番號簿の編纂及配付 …… ☆丸ノ内23-0421番(10)※  
 (官廳用及私設電話接続申請)

(官廳用電話番號)	東京中央電話局
2番 番號選定	加入課は麹町區錢
5番 特別開通電話	瓶町
6番 加入申込	(市電永樂町下車)
10番 未架設電話	(省線東京驛)
13番 各種請求受付	
15番 番號簿編纂	
17番 番號簿配付	
	私設接続
	特急架設
	區域外加入

- ◇ 電話機械移轉、一時取外、電線路移轉等の工事に就ては …… ☆青山36-7055番 ※ (東京逓信局工務課は赤坂區葵町(市電虎ノ門下車))
- ◇ 市内、市外通話度數其他 …… ☆青山36 {7060番(5)  
料金徴收に關する御用は {7065番(5)} ※ (東京中央電話局料金は赤坂區青山北町四丁目(市電青山四丁目下車))

注意 { ☆印の電話への通話は有料です ※印は交換機に收容してある電話です  
 { ×印の電話は一般執務時間中執務して居るのでありますから退廳時間後は應答せぬ場合があります

切取線

# 手働式の大手、牛込の各局から自働式の丸の内、日本橋の各局へ所屬替となる加入者への御注意

## ◎自働式電話の扱方

自働式電話の扱方や注意に就ては、電話番号簿(二六頁)及先に送附しました小冊子(自働式電話の扱方と智識)にも詳しく書いてありますので、加入者各位は既に之等をお読みになつて、總ての場合の扱方を承知して居られる事と考へますから、茲に重ねて説明することを差控へます。

併し萬が一にも、まだ之をお読みにならぬ方がありましたならば、よくお読みになつて、使用に差支へなきやう扱方を會得して頂きたいのであります。

## ◎自働式電話の練習

申す迄もなく自働式の電話は、其の扱方を知らぬと全く使用することが出来ません。

尤も大體の扱方は書いたものを見て會得することは出来ませんが、實際に使つて見て始めて完全なる使用方法が會得されるのであります。一度の練習もせずに突然に使用方法の違ふ電話を取扱ふことは間違ひを起す基でもあり、無駄な料金を拂ふ事にもなり又多數加入者に迷惑を及ぼすことにもなりますから、實際使用を始められる前に是非練習して頂きたう御座います。

## ◎自働式電話の練習設備

今回所屬替加入者の練習の爲に、下記の所へ臨時に自働式電話練習所を設け、模型交換機等を設備して局員が詳細の説明を致しますから、御不審の點は遠慮なく聞き質して頂きたう存じます。

日本橋區駿河町

## ◎練習場所

三越呉服店內

練習期間 (自五月二十二日) 七日間  
(至五月二十八日)

練習時間 (自午前八時)  
(至午後五時)